

京都工芸繊維大学文化団体連盟規約細則予算配分基準

1. 文連費の申請は以下のものに限る。
 - I. 音楽系サークル： 外部向け演奏会ホール借用費用
 - II. 展示系サークル： 材料費用、印刷費用
 - III. 部誌発行系サークル： 部誌発行費用
 - IV. その他：
茶道部 … 茶会会場費、研究会費、葉書代
奇術部 … 奇術道具費用
ボランティアサークル … 配食ボランティア食品代
2. 1.の基準に各々の団体の申請が則っているかは会計監査委員会によって判断される。
3. 文連委員会によって申請が認められたものに対して各団体は総額の70%を要求することができる。
4. 団体の構成員に他大学学生が含まれる場合、団体全体の構成員人数に対する本学学生の構成員人数の割合（＝本学学生の構成員人数の割合／団体全体の構成員人数）のみ申請可能とする。
5. 以上の申請に不正が認められた場合は不正とみなされたものに相当する額を文連へ返さなければならない。
6. 規約第38条、第40条に定める決算報告書および予算案の提出では、会計監査委員会所定の用紙に記入し、会計委員長が指定する期日までに提出すること。